

防地防第2568号
20.3.7
一部改正 防地防第6461号
22.5.14
防地周第7997号
23.6.29
防地周第10008号
23.8.22
防地周第2315号
24.2.29
防地周第9112号
25.6.27
防地周第16390号
25.12.13
防地周第4458号
26.3.28
防地周第7488号
27.4.28
防地防(事)第178号
28.4.1
防地周(事)第147号
29.3.31
防地周(事)第140号
30.3.30
防地周(事)第153号
31.4.25
防地周(事)第180号
2.3.31
防地周(事)第93号
令和3年4月1日
防地地(事)第141号
令和4年4月1日
防地地(事)第109号
令和5年3月31日
防地地(事)第143号
令和6年3月29日
防地地(事)第320号
令和6年8月29日

各地方防衛局長 殿

事務次官

民生安定施設の助成に係る補助の割合又は額について（通達）

標記について、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第12条及び附則第4項の規定に基づき、別紙第1から別紙第3までのとおり定められたので通達する。

なお、民生安定施設の助成に係る補助の割合について（施本第2392号（CFM/CF S）（昭和50年7月23日））、民生安定施設の助成のうち補助限度額を定める施設の助成に係る補助の割合について（施本第891号（CFM/CF S）（昭和59年5月14日））及び民生安定施設の助成に係る補助の額について（施本第889号（CFM/CF S）（昭和59年5月14日））は廃止する。

民生安定施設の助成に係る補助の割合について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 228 号）第 12 条及び附則第 4 項の規定により防衛大臣が定める補助の割合（消防施設、農業用施設のうち農民研修施設及び農民集会施設、林業用施設のうち林業研修施設、漁業用施設のうち漁民研修施設、市町村の主たる事務所並びに商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設に係るものを除く。）は、次表のとおりとする。

なお、この通達の施行日までに、防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成 19 年防衛省訓令第 80 号）第 4 条第 1 項に基づき防衛大臣から補助金等の交付についての指示を受けた事業（防衛施設庁訓令を廃止する訓令（平成 19 年防衛施設庁訓令第 17 号）に基づき廃止された防衛施設庁補助金等交付事務取扱規則（昭和 39 年防衛施設庁訓令第 11 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき防衛施設庁長官から補助金等の交付についての指示を受けた事業を含む。）に関連し、施行日以降の実施を計画している工事に対し補助金等を交付する場合の補助の割合については、なお従前の例による。

補助に係る施設	沖縄県の区域以外において実施する場合の補助の割合	沖縄県の区域内において実施する場合の補助の割合
有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 1 項第 2 号に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	10 分の 8	10 分の 8
道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。） 改良工事に係るもの 舗装工事に係るもの 舗装補修工事に係るもの 街灯施設	10 分の 7 10 分の 7 10 分の 6 3 分の 2	10 分の 8 10 分の 8 10 分の 6 3 分の 2
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する児童養護施設	10 分の 7.5	10 分の 7.5
保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 3 号に規定する看護師養成所又は同法第 22 条第 2 号に規定する准看護師養成所	10 分の 7.5	10 分の 7.5
電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 2 条第 4 号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10 分の 7.5	10 分の 7.5
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム又は同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム	10 分の 7.5	10 分の 7.5
公園、緑地その他の公共空地 公園 緑地	10 分の 6（土地の取得に要する費用に係る補助については 10 分の 5） 3 分の 2（土地の取得に要する費用に係る補助については 10 分の 5）	10 分の 6（土地の取得に要する費用に係る補助については 10 分の 5） 3 分の 2（土地の取得に要する費用に係る補助については 10 分の 5）

屋外運動場	3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5）	3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5）
駐車場	3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5）	3分の2（土地の取得に要する費用に係る補助については10分の5）
水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道	10分の5	3分の2
し尿処理施設又はごみ処理施設 B分のAが200分の1以上30分の1未満のもの B分のAが30分の1以上10分の1未満のもの B分のAが10分の1以上のもの	10分の3 10分の4 10分の5	10分の5.5 10分の6 3分の2
港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7	10分の9.5
農業用施設（農民研修施設及び農民集会施設を除く。） かんがい排水事業（畑地帯総合土地改良事業によるものを除く。）に係るもの ほ場整備に係るもの 農道整備に係るもの 大規模農道整備（受益面積がおおむね300ha以上であって延長がおおむね5,000m以上であり、かつ全幅員が4m以上の基幹農道の整備）に係るもの 一般農道整備（大規模農道以外の農道の整備）に係るもの 畑地帯総合土地改良事業（畑地帯においてかんがい排水、農道、客土、暗渠排水、農用地造成、区画整理、農地保全及び営農用水利を総合的に実施する事業）に係るもの 団体営土地改良事業に係るもの 農業施設（かんがい排水、耕地整備（暗渠排水又は客土）等の土地改良事業の一部として行う農道、農道橋、索道及び軌道等運搬施設並びに排水施設（畑地帯総合土地改良事業によるものを除く。）） 農地保全事業（農地侵しよく防止並びにこれに関連する排水路、農道及び水路兼用農道の整備）に係るもの 農用地開発事業に係るもの 県営農地開発事業（農道補修石れき除去、客土等による開拓地の整備）に係るもの その他	3分の2	10分の8 10分の7.5 10分の8 10分の7.5 10分の7.5 10分の8 10分の8 10分の7.5 3分の2
林業用施設（林業研修施設を除く。） 林道（新設されるものに限る。） その他	3分の2	10分の8 3分の2

設にあつては、原則として過去3箇年に当該防衛施設を使用した自衛隊員及び外国軍人の総人員を使用日数で除した数とし、別紙第1の表において「A」という。

- 2 地方公共団体の人口（複数の市町村の地域を対象として広域的に処理する場合を除く。）：し尿処理施設の整備にあつては、し尿とし尿浄化槽汚泥を併せて処理する場合は、計画目標年度における計画処理区域内人口から公共下水道による水洗化人口及び自家処理人口を控除した常住人口とし、し尿浄化槽汚泥のみを処理する場合は、計画目標年度におけるし尿浄化槽による水洗化人口とする。また、ごみ処理施設又は汚水を処理するための施設の整備にあつては、計画目標年度における計画処理区域内人口から自家処理人口を控除した常住人口とし、別紙第1の表において「B」という。
- 3 複数の市町村の地域を対象として広域的に処理するし尿等処理施設、ごみ処理施設又は汚水を処理するための施設を整備する場合の補助割合については、当該処理施設で処理されるし尿等、ごみ又は汚水を排出する防衛施設が所在する全ての市町村の人口の合計に占める全ての防衛施設の人口の合計の割合に基づき算定するものとする。

民生安定施設の助成のうち補助限度額を定める施設の助成に係る補助の割合について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第 12 条に規定する民生安定施設のうち、補助限度額を定める施設（消防施設、農業用施設のうち農民研修施設及び農民集会施設、林業用施設のうち林業研修施設、漁業用施設のうち漁民研修施設、市町村の主たる事務所並びに商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設）について、防衛大臣が定める補助の割合は、下記のとおりとする。

記

1 消防施設

消防施設の補助の割合は、補助の対象とする経費（以下「事業費」という。）の 3 分の 2 とする。ただし、事業費の額が、次の表に掲げる消防施設の種類の区分に応じ、それぞれ同表に定める基準額（同表の注の規定に従い算定した基準額を含む。）を超える場合には、当該基準額の 3 分の 2 を補助限度額とし、当該補助限度額を事業費で除して得た割合とする。

消防施設の種類		基準額（千円）
消防ポンプ自動車	CD-II 型	24,037
	CD-I 型	19,202
水槽付消防ポンプ自動車	II 型	28,333
	I-B 型	27,331
	I-A 型	26,005
化学消防ポンプ自動車	V 型	88,698
	IV 型	73,842
	III 型	62,170
	II 型	37,008
	I 型	36,867
	大 II 型	123,724
	大 I 型	101,724
はしご付消防ポンプ自動車	38m 級	160,860
	30m 級	112,898
	24m 級	103,526
	18m 級	83,351
	15m 級	74,381
屈折はしご付消防ポンプ自動車		87,619

注：1 消防無線控除

消防専用電話装置を備えないものの基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から 525 千円を控除した額とする。

2 ホース延長用資機材控除

消防ポンプ自動車にホース延長用資機材（ホース・金具等の資機材を積載したままホースを延長、運搬するための消防用器具をいう。4において同じ。）を積載しない場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から 301 千円を控除した額とする。

3 動力付ホース延長用資機材加算

消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車（I－B型に限る。）に動力付ホース延長用資機材を積載する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に223千円を加算した額とする。

4 動力昇降装置控除

消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車（I－B型に限る。）に動力昇降装置を装備しない場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から333千円を控除した額とする。

5 吸管巻取装置加算

消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に吸管巻取装置を装備する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に364千円を加算した額とする。

6 四輪駆動控除

消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車を四輪駆動方式としない場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から594千円を控除した額とする。

7 積載ホース控除

消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に積載するホースの本数を10本とする場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から765千円を控除した額とする。

8 積載はしご動力昇降装置加算

消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に積載はしご動力昇降装置を装備する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に865千円を加算した額とする。

9 積雪寒冷地特殊機装加算

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により豪雪地帯の指定を受けた地域において、消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車に寒冷地特有の装備をする場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に890千円を加算した額とする。

10 放射線防護用資機材加算

消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車に放射線防護用資機材（放射性汚染防護服、放射線測定用可搬式測定器及び個人用外部被ばく線量測定器で構成されるものをいう。）を積載する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に1,688千円を加算した額とする。

11 空気呼吸器加算

空気呼吸器、予備ボンベ及びそれらの取付装置を一体として装備するものの基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に2,021千円を加算した額とする。

12 四輪操舵控除

はしご付消防ポンプ自動車及び屈折はしご付消防ポンプ自動車を四輪操舵方式としない場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から10,252千円を控除した額とする。

13 ポンプ控除

はしご付消防ポンプ自動車及び屈折はしご付消防ポンプ自動車にポンプ装置を装備しない場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額から1,653千円を控除した額とする。

14 圧縮空気泡消火装置加算

消防ポンプ自動車（CD－I型に限る。）に圧縮空気泡消火装置及び小型水槽（水槽容量0.6m³以上）を併せて装備する場合の基準額は、その基準額に6,378千円を加算した額とし、水槽付消防ポンプ自動車及び化学消防ポンプ自動車に圧縮空気泡消火装置を装備する場合の基準額は、この表の基準額の欄に掲げる額に3,835千円を加算した額とする。

2 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設等

- (1) 農業用施設のうち農民研修施設及び農民集会施設、林業用施設のうち林業研修施設、漁業用施設のうち漁民研修施設、市町村の主たる事務所並びに商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設に係る補助の割合は、付表1のとおりとする。ただし、事業費にそれぞれの補助の割合を乗じて得た額が補助限度額（付表1に掲げる補助に係る施設及び種別の区分に応じ、それぞれ同表に定める基準限度額に級別の区分に応じた音響緩和限度額を加えた額に対して、付表2に掲げる地域及び建物の区分に応じ、同表に定める係数（以下「地域係数」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を超える場合には、補助限度額を事業費で除して得た割合とする。

また、補助事業者の整備する施設の延べ面積は、付表1の基準面積の欄に掲げる面積以上でなければならない。ただし、

	市町村庁舎	改造	(現有1㎡当たり)	—	—	—	—	1	107,400
								2	98,500
商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設	市	2 — 3	—	㎡ 1,400	千円 337,800	千円 8,600	千円 20,600	1	千円 22,300
	町村		—	㎡ 500	千円 120,500	千円 3,000	千円 7,300	1	千円 7,900
								2	千円 5,000

- 注：1 世帯数、組合員数又は人口は、防衛施設の設置運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる世帯数、組合員数又は人口のうち、現地の地理的条件等を考慮して当該施設を利用することが可能な世帯数、組合員数又は人口とする。
- 2 基準限度額は、標準の欄に掲げる額（杭又は浄化槽を設置する場合にあっては、その額にそれぞれ杭の欄又は浄化槽の欄に掲げる額を加えた額）とする。
- 3 音響緩和限度額の欄に掲げる級別とは、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第121号）別表第2に規定する1級工事（以下「1級工事」という。）又は2級工事（以下「2級工事」という。）の別をいい、同欄に「1」とあるのは1級工事を、同欄に「2」とあるのは2級工事をそれぞれ示すものとする。
- 4 農民研修施設、林業研修施設及び漁民研修施設に係る補助については、鉄筋コンクリート造りの現有施設を防音機能を有する施設に改造する場合に限るものとする。
- 5 農民集会施設に係る補助については、農業協同組合の主たる事務所の会議室とし、現有木造施設を鉄筋コンクリート造り施設に改築する場合に限るものとする。
- 6 市町村庁舎の改築計画面積又は商工業に関する調査研究、研修若しくは指導又は商工業者の集会の用に供する施設の設置計画面積が基準面積の欄に掲げる面積に満たない場合の補助限度額は、次に掲げる式により算定した額とする。

$$\text{改築計画面積又は設置計画面積} \times \frac{\text{基準限度額} + \text{音響緩和限度額}}{\text{基準面積}}$$

付表2

地域	建物	係数			
		鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
北海道 道北 道東 道央 道南 (離島) 奥尻島 礼文島及び利尻島		1.07	1.06	1.04	1.02
		1.08	1.06	1.05	1.02
		1.06	1.04	1.03	1.01
		1.07	1.06	1.04	1.02
		1.26	1.26	1.26	1.26
		1.31	1.31	1.31	1.31
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島		0.98	0.98	0.98	0.98
		1.01	1.00	0.99	0.99
		1.01	1.01	1.00	1.00
		0.99	0.98	0.98	0.99
		0.99	0.99	0.98	0.98
		0.99	0.99	0.98	0.99
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 (離島) 大島		0.99	0.99	0.99	0.99
		1.00	1.00	1.00	1.00
		0.99	0.99	0.99	0.99
		1.00	1.00	1.00	1.00
		1.00	1.00	1.00	1.00
		1.00	1.00	1.00	1.00
		1.00	1.00	1.00	1.00
		1.00	1.00	1.00	1.00
		1.00	1.00	1.00	0.99
		1.00	1.00	1.00	1.00
		1.17	1.17	1.17	1.17

八丈島	1. 6 1	1. 6 1	1. 6 1	1. 6 1
上記以外の伊豆諸島	1. 5 0	1. 5 0	1. 5 0	1. 5 0
小笠原諸島	2. 2 1	2. 2 1	2. 2 1	2. 2 1
新潟	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 8
山形	0. 9 9	0. 9 9	0. 9 9	0. 9 9
石川	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 8
(離島)				
佐渡島	1. 0 7	1. 0 7	1. 0 7	1. 0 7
岐阜	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 8
静岡	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 8
愛知	0. 9 8	0. 9 9	0. 9 8	0. 9 8
三重	0. 9 9	1. 0 0	0. 9 9	0. 9 9
福井	0. 9 6	0. 9 6	0. 9 5	0. 9 6
滋賀	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 7	0. 9 8
京都	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 7	0. 9 8
大阪	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 7	0. 9 8
兵庫	0. 9 7	0. 9 7	0. 9 6	0. 9 7
奈良	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 7	0. 9 8
和歌山	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 7	0. 9 8
鳥取	0. 9 4	0. 9 4	0. 9 5	0. 9 6
島根	0. 9 4	0. 9 5	0. 9 5	0. 9 6
岡山	0. 9 5	0. 9 5	0. 9 6	0. 9 7
広島	0. 9 4	0. 9 5	0. 9 6	0. 9 7
山口	0. 9 5	0. 9 5	0. 9 6	0. 9 7
(離島)				
瀬戸内海の離島	1. 0 5	1. 0 5	1. 0 5	1. 0 5
隠岐諸島	1. 2 2	1. 2 2	1. 2 2	1. 2 2
徳島	1. 0 1	1. 0 1	0. 9 9	1. 0 0
香川	0. 9 9	0. 9 9	0. 9 8	1. 0 0
愛媛	0. 9 9	0. 9 9	0. 9 7	0. 9 9
高知	0. 9 9	1. 0 0	0. 9 8	0. 9 9
福岡	0. 9 9	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 7
佐賀	0. 9 7	0. 9 7	0. 9 7	0. 9 7
長崎	0. 9 7	0. 9 7	0. 9 7	0. 9 7
熊本	0. 9 9	0. 9 9	0. 9 8	0. 9 7
大分	0. 9 9	0. 9 8	0. 9 8	0. 9 7
宮崎	0. 9 9	0. 9 9	0. 9 8	0. 9 7
鹿児島	1. 0 0	0. 9 9	0. 9 9	0. 9 8
(離島)				
五島列島	1. 1 9	1. 1 9	1. 1 9	1. 1 9
対馬	1. 2 4	1. 2 4	1. 2 4	1. 2 4
壱岐島	1. 1 7	1. 1 7	1. 1 7	1. 1 7
大隅諸島	1. 2 5	1. 2 5	1. 2 5	1. 2 5
奄美群島	1. 3 5	1. 3 5	1. 3 5	1. 3 5
沖縄	1. 0 5	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 1
(離島)				
宮古島	1. 1 7	1. 1 7	1. 1 7	1. 1 7
石垣島	1. 1 8	1. 1 8	1. 1 8	1. 1 8
八重山列島(石垣島を除く。)	1. 3 3	1. 3 3	1. 3 3	1. 3 3
大東諸島	1. 5 1	1. 5 1	1. 5 1	1. 5 1

注：道北（宗谷、上川及び留萌）、道東（オホーツク、根室、釧路及び十勝）、道央（空知、石狩、後志、胆振及び日高）及び道南（檜山及び渡島）は、総合振興局又は振興局の所管区域を指す。

民生安定施設の助成に係る補助の額について

- 1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第12条の規定により防衛大臣が定める額は、次に掲げる区分に応じた額（以下「補助額」という。）に地域係数を乗じた額とする。
 - (1) 老人福祉センター 付表の基準定額の欄に掲げる額に音響緩和定額（防音工事を実施する部分の床面積（㎡）（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第3条第2項に基づき実施する部分を除くものをいう。以下同じ。）を基準面積の欄に掲げる面積で除したものに級別の区分に応じ基準音響緩和定額の欄に掲げる額を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。以下同じ。）を加えた額
 - (2) コミュニティ供用施設 付表の世帯数又は人口の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ基準定額の欄に掲げる額に音響緩和定額を加えた額
 - (3) 体育館 付表の世帯数又は人口の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ基準定額の欄に掲げる額
 - (4) 公民館及び図書館 付表の世帯数又は人口の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ基準定額の欄に掲げる額に音響緩和定額を加えた額
 - (5) 特別集会施設及び児童館 付表の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ基準定額の欄に掲げる額に音響緩和定額を加えた額
 - (6) 保健相談センター 付表の市又は町村の別に応じ、それぞれ基準定額の欄に掲げる額に音響緩和定額を加えた額
 - (7) 博物館 付表の基準定額の欄に掲げる額に音響緩和定額を加えた額
 - (8) 自治会集会所 付表の基準定額の欄に掲げる額に次の各号に掲げる額のいずれか低い額を加えた額
 - ア 防音工事を実施する部分の床面積（㎡）に基準音響緩和定額の欄に掲げる額を乗じて得た額
 - イ 補助の対象とする経費の4分の3に相当する額
 - (9) 水泳プール 付表の基準定額の欄に掲げる額（次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額を加えた額）に水面の面積（㎡）を乗じて得た額
 - ア 地盤改良を行う場合 17,700円
 - イ プール水を飲料水等として活用するための浄水機能を有する屋外プールを設置する場合 7,400円
 - ウ プール水を飲料水等として活用するための浄水機能を有する屋内プールを設置する場合 8,700円
 - (10) 保育用施設 付表の基準定額の欄に掲げる額に乳幼児数を乗じて得た額
- 2 第1項第3号において、補助対象である地方公共団体が離島地域（離島振興法（平成28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。）に所在する地方公共団体である場合、補助額は前項の額又は経費（事業費）に3分の2を乗じた額のいずれか高い額とする。
- 3 前2項の場合において、補助に係る施設に以下の設備を設置する場合には、それぞれ以下の額を補助額に加算するものとする。
 - (1) 太陽光発電システム 設置容量（kw）に1,058千円を乗じて得た額
 - (2) 飲料水兼用耐震性貯水槽（設置容量が40㎡以上であるものに限る。（水泳プールを除く。）） 20,654千円
 - (3) 受変電設備 設置容量（kVA）に106千円を乗じて得た額
 - (4) 自家発電設備 設置容量（kVA）に201千円を乗じて得た額

付 表

補助に係る施設	種別	世帯数又は人口	基準面積	基準定額			級別	基準音響緩和定額
				標準	杭	浄化槽		
			㎡	千円	千円	千円		千円

1	老人福祉センター	老人福祉センター (付設作業所を除く。)	—	—	500	135,000	3,800	11,900	1 2	9,000 5,700
		老人福祉センター 付 設 作 業 所	—	—	m ² 100	千円 26,900	千円 700	千円 2,300	1 2	千円 1,800 1,100
2	コミュニティ供用施設	1	400人以下	m ² 100	千円 26,900	千円 700	千円 2,300	1 2	千円 1,800 1,100	
		2	401人から 1,400人まで	120	32,300	800	2,800	1 2	2,100 1,300	
		3	1,401人から 2,400人まで	310	83,700	2,400	7,300	1 2	5,600 3,500	
		4	2,401人から 5,000人まで	500	135,000	3,800	11,900	1 2	9,000 5,700	
		5	5,001人から10,000人まで	1,100	297,300	8,600	26,400	1 2	19,900 12,500	
		6	10,001人以上	2,100	567,700	16,600	50,300	1 2	38,000 24,000	
3	体育館	1	5,000人以下	m ² 500	千円 91,800	千円 6,400	千円 8,900	—	—	
		2	5,001人から10,000人まで	700	128,500	9,100	12,500	—	—	
		3	10,001人から20,000人まで	1,000	183,700	12,900	17,900	—	—	
		4	20,001人から30,000人まで	2,500	459,300	32,600	44,900	—	—	
		5	30,001人以上	4,000	735,000	52,200	71,900	—	—	
	公民館	1	50,000人以下	m ² 1,000	千円 241,200	千円 6,200	千円 14,700	1	15,900	
								2	10,000	
		2	50,001人から90,000人まで	1,500	361,900	9,300	22,100	1	23,900	
	2							15,000		
	3	90,001人以上	2,000	482,500	12,500	29,500	1	31,900		
							2	20,000		
		1	19,999人以下	m ² 330	千円 79,500	千円 1,900	千円 4,800	1	5,200	
								2	3,300	
		2	20,000人から29,999人まで	405	97,600	2,500	5,900	1 2	6,400 4,000	
								1	7,600	

4	図書館		3	30,000人から39,999人まで	480	115,800	2,900	7,000	2	4,800	
			4	40,000人から49,999人まで	555	133,800	3,400	8,100	1	8,800	
									2	5,500	
			5	50,000人から59,999人まで	630	152,000	3,800	9,200	1	10,000	
									2	6,300	
			6	60,000人から69,999人まで	704	169,800	4,400	10,300	1	11,200	
									2	7,000	
			7	70,000人から79,999人まで	778	187,600	4,800	11,400	1	12,400	
2	7,700										
8	80,000人から89,999人まで	852	205,500	5,200	12,500	1	13,600				
						2	8,500				
9	90,000人から99,999人まで	926	223,400	5,700	13,600	1	14,800				
						2	9,200				
10	100,000人以上	1,000	241,200	6,200	14,700	1	15,900				
						2	10,000				
5	特別集会施設		1	—	m ² 1,500	千円 344,900	千円 8,800	千円 14,400	1	千円 2,100	
			2	—	1,750	402,400	10,200	16,800	1	2,500	
			3	—	1,990	457,700	11,600	19,100	1	2,800	
			4	—	2,220	510,600	12,900	21,300	1	3,200	
			5	—	2,430	558,900	14,300	23,300	1	3,500	
			6	—	2,620	602,500	15,400	25,100	1	3,800	
	児童館	児童館 (付設児童クラブ室を除く。)		1	—	m ² 185	千円 49,900	千円 1,400	千円 4,400	1 2	千円 3,300 2,100
				2	—	297	80,100	2,300	7,000	1	5,300
										2	3,300
		3	—	500	135,000	3,800	11,900	1 2	9,000 5,700		
		児童館 付設児童クラブ室		—	—	32	8,500	200	600	1 2	500 300
		6	保健相談センター		市	—	m ² 1,200	千円 289,500	千円 7,400	千円 23,100	1 2
町村	—				900	217,100	5,600	17,200	1 2	14,300 9,000	

7	博物館	—	—	m ² 2,000	千円 482,500	千円 12,500	千円 29,500	1 2	千円 31,900 20,000
8	自治会集会所	—	—	—	—	—	—	1 2	千円 85 45
9	水泳プール	—	(水面の面積は400m ² を限度とする。)	—	円 108,300	—	—	—	—
	屋内プール	—	(水面の面積は600m ² を限度とする。)	—	円 479,300	—	—	—	—
10	保育用施設	—	(乳幼児数は150人を限度とする。)	—	円 1,350,000	円 38,000	円 119,000		

- 注：1 補助事業者が施設（保健相談センター及び博物館を除く。）を設置する場合の延べ面積は、付表の基準面積の欄に掲げる面積以上でなければならないものとし、博物館を設置する場合の延べ面積は、300m²以上でなければならないものとする。ただし、音響の緩和を必要とする施設の延べ面積には、防音工事の施工に伴い必要増となる機械室等の面積は加えないものとする。
- 2 世帯数又は人口は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活が阻害されると認められる世帯数又は人口のうち、現地の地理的条件等を考慮して当該施設を通常利用することが可能な世帯数又は人口とする。
- 3 基準定額は、標準の欄に掲げる額（杭又は浄化槽を設置する場合にあっては、その額にそれぞれ杭の欄又は浄化槽の欄に掲げる額を加えた額）とする。
- 4 飲料水兼用耐震性貯水槽を設置する場合の設置容量は、40m³以上でなければならないものとする。
- 5 基準音響緩和定額の欄に掲げる級別とは、1級工事又は2級工事の別をいい、同欄に「1」とあるのは1級工事を、同欄に「2」とあるのは2級工事をそれぞれ示すものとする。
- 6 保健相談センター及び博物館の設置計画面積が基準面積の欄に掲げる面積に満たない場合の補助額は、本文第6項及び第7項の規定にかかわらず、次に掲げる式により算定した額とする。

$$\text{設置計画面積} \times \frac{\text{基準定額} + \text{基準音響緩和定額}}{\text{基準面積}}$$